

平成27年度

事業計画

社会福祉法人 協和会

特別養護老人ホーム きく

在宅サービスセンター きく

熟年相談室 きく

目 次

1、事業計画	
(1) 基本理念	3
(2) 事業の基本方針	3～4
(3) 重点事業	4
(4) 介護サービス提供において特に重視する事項	4～5
(5) 運営目標	5～6
2、介護サービス実施計画（介護老人福祉施設）	
(1) ケアプランの策定	6～7
(2) 介護サービスの実施	7～10
(3) 各検討委員会の設置	10～12
(4) レクリエーション活動実施計画	12～13
(5) 個別機能訓練活動	13～14
(6) 週課表	14
(7) 日課表	15
3、介護サービス実施計画（短期入所生活介護）	16～17
4、介護サービス実施計画（通所介護）	17～20
5、年間行事計画	21
6、ボランティア受入実施計画	22～23
7、社会福祉現場実習受入計画	23
8、職員研修実施計画	24～26
9、熟年相談室実施計画	26～31
10、配食サービス実施計画	31
11、熟年ふれあいセンターサービス実施計画	32
12、熟年いきいきトレーニング事業実施計画	33

1、事業計画

(1) 基本理念

利用者様の一人ひとりが、主体性をもった個人として尊重され、地域社会の中でご家族や近隣の皆様と積極的な交流を図りながら、生き生きとした生活が送れることを目指す。

上記実現のため、仕事に対する職員の目標を次のとおり定める。

1、笑顔で挨拶

(私達職員は、お客様に笑顔でご挨拶いたします)

2、人には心をこめた親切で

(私達職員は、お客様に心をこめた親切なサービスを提供いたします)

3、仕事はチームワークで

(私達職員は、仕事にチームワークで取り組みます)

(2) 事業の基本方針

平成27年度は、第六期介護保険事業計画の初年度であるとともに特別養護老人ホームの介護報酬マイナス2.27%というショッキングな内容変更の中で迎えることとなった。また介護保険制度発足以来二回目といわれる大きな制度改定が行われることとなった。

介護報酬のマイナス改定は施設経営にとって大きな影響を及ぼすことは必至である。今回の制度改定の一つは介護予防・日常生活支援総合事業（要介護のうち要支援Ⅰ・Ⅱを地域支援事業に移行）のことである。この制度は実施することに2年間の余裕が設けられているが、江戸川区は27年度から実施することとなる。一定以上の収入と資産によって介護保険料自己負担が一割から2割に変更、補足給付の変更等も行われる。その他に施設は2025年問題に向かって認知症問題（新オレンジプラン）を克服するための事業に新たにに取り組むこととなる。なお、先に決定していただいた施設大規模修繕については、お客様に迷惑がかからないよう細心の注意を要する。

きくは以上のような問題山積の中で平成27年度事業を推進するため基本方針を次のように定める。

1. お客様の尊厳保持と自立支援

2. 介護報酬改定への効率的対応

3. 医療・介護の連携強化と地域包括ケアシステム確立への取り組み
4. 職員の介護技術の向上とキャリアアップ支援

(3) 重点事業（継続事業も含む）

- 1、制度改定への適切な対応（稼働率、加算・減算）
- 2、感染症予防と対策
- 3、医療・介護の連携強化（医療連携室）
- 4、地域包括支援センター（熟年相談室）業務拡充への対応
- 5、地域との交流促進（町会・民生委員・学校・ボランティア）
- 6、職員キャリアアップの支援強化とスキルアップのための研修
施設内研修は別紙のとおり。外部研修は積極的に活用する。

(4) 介護サービス提供において特に重視する事項

- 1、介護老人福祉施設
 - ・お客様の高齢化と介護度の重度化をむかえ、協力病院と協力してターミナルケアを重視する。
 - ・お客様が施設外との交流やふれあいを希求されているので外出レクリエーションを活用する。
 - ・身体拘束問題と口腔ケアへの取り組み
 - ・お客様とのコミュニケーションの活発化
- 2、短期入所生活介護（予防短期入所生活介護を含む）
 - ・ショートステイはお客様の回転率が高いので入・退所に際しての感染症の予防を重視する。
 - ・前年度に引き続き施設利用の稼働率の向上を目指す。
 - ・高齢者にとって口腔衛生は生命維持に重要であるとの認識に立って口腔ケアの徹底をはかる。

3、通所介護（みなし要支援者を含む）

- ・今年度から実施される制度改定についてお客様の施設利用に万全を期する。
- ・通所介護利用者の中には、社会参加や外部との交流が少ないお客様が多いのでできるかぎり、外出レクリエーションを活用する。
- ・ヒヤリハット情報を担当者全員が共有することで事故防止に役立つ実績があるので引き続き継続する。

4、公共事業の受託ならびに公共事業

（1）地域包括支援センター（熟年相談室）の運営

江戸川区（保険者）の指示に従い、委託契約で定める事業を実施する。地域包括ケアシステム構築の推進と法改定による新規事業への取り組み、地域連携会議の充実は関係他機関と協議の上推進する。

（2）介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険事業のうち介護予防である要支援1・2が地域支援事業の介護予防・生活支援サービスに移行し、区からの事業運営委託（ふれあい教室・いきいきトレーニング）が新しく展開される。事業カリキュラムについては、お客様の移行を考慮しつつ充実をはかる。

5、事務

- ・施設大規模修繕について関係機関との連携を密にして万全を期する。
- ・人事・事務の管理ならびに建物の維持管理。
- ・施設全体に関わる課題の調整機能

（5）運営目標

社会福祉法人協和会においては、下記の目標を実現できるよう事業を展開していく。

1、介護保険法施行下において、利用者様及びご家族等から選ばれる施設作りを目指す。

利用者様の意向や地域の特性などを十分に把握し、相対的なニーズに応えられるような介護サービスの提供体制を整備する。

- 2、全職員が一丸となって事業を万進できるよう職員の育成に努める。
職員によってサービスの質に格差が生じないように随時マニュアルや手順書の整備を行うとともに、職場教育や研修などを通じて職員の人材育成を図る。
- 3、医療法人社団三和会との連携に努め、一体的かつ効率的な運営を図っていく。
医療法人社団三和会と連携を図り、利用者様への医療的なバックアップ及び法人内における他介護保険サービスとの一体的な運営に努める。
- 4、平成17年4月に施行された「個人情報保護に関する法律」に鑑み、利用者様の個人情報保護を推し進めていく。
職員研修などにより個人情報保護に関する認識を深め、文書に加えてウェブ上での適切な情報管理を図る。
- 5、地域包括ケアシステムの充実を図っていく。
熟年相談室（きく分室、きく篠崎）を中核とし、熟年ふれあい事業、いきいきトレーニング事業などのさらなる充実を目指し、ネットワーク強化に努める。

2、介護サービス実施計画（介護老人福祉施設）

利用者様の身体的・精神的・社会的自立を支援し、より生きがいのある生活を送っていただけるようにケアマネジメントの充実を図りつつ、個別ニーズに即応したサービスが提供できるよう努めていくものとする。

（1）ケアプランの策定

1、策定様式及び策定方法

- ・当施設入所者の平均要介護度が4.45（平成27年2月末現在）という現状を踏まえ、施設サービス計画書（第1～5表）の様式を使用しケアプランを策定する。
- ・ケアプランは、利用者様の施設生活における意向を尊重し、自立支援に資する策定する。

2、ケアプラン策定における関係職員の役割

- ・ケアプランは、サービス担当者会議において利用者様及びご家族と協

議・検討の上、介護支援専門員が中心となり介護職員、看護職員、管理栄養士、機能訓練指導員等が協働して個別の利用者様ごとに作成する。

- ・ケアプランは、利用者様及びご家族に提示し説明及び同意を得る。
- ・ケアプランは、達成目標の設定期間若しくは6ヶ月毎、または心身状態の変化があった場合に見直しをする。
- ・介護職員は、利用者様の尊厳保持を念頭に置きながらケアプランにおける目標達成に向けて生活支援を行う。
- ・ケアプラン策定及び見直しに伴う情報分析は、介護支援専門員及び担当の介護職員が中心となり、関係部署や多職種との情報共有に努める。
- ・医師及び協力医療機関等との連携を密にし、ケアプランの策定に医療情報を適切に反映させる。
- ・入退院等により利用者様の心身状態に変化が生じた場合は、速やかに情報提供を行い、ケアプランの見直しを図る。

3、ケアプラン策定における栄養部門の役割

- ・利用者様の食事に関する意向を十分に把握し、個人に合った食事提供と健康の増進に努める。
- ・入退院や医師の治療方針の変更などにより食事内容に変更があった場合は、速やかに情報共有を行いケアプランの見直しを図る。
- ・利用者様ごとの栄養状態を把握し、適切な栄養マネジメントを図る。

4、ケアプラン策定におけるリハビリ部門の役割

- ・利用者様の心身機能を適切に評価し、日常生活を営む上で必要な機能訓練を行う。
- ・入退院や医師の治療方針の変更などによりリハビリ内容に変更があった場合は、速やかに情報共有を行いケアプランの見直しを図る。
- ・福祉用具や自助具、介護用品等の活用を考え、ケアプランの充実及び利用者様の自立支援を図る。

5、ケアプラン策定におけるその他部門の役割

- ・多職種との連携を密にし、確実な伝達等効果的なサービスが提供できるようにする。
- ・ハード面において、ケアプランの策定が効果的に実践できるよう側面的に援助していくものとする。

6、ケアプラン策定における介護支援専門員の役割

- ・多職種との連携を密にし、効果的なサービス計画が策定できるように指導助言し、ケアプラン策定の統括を行う。

- ・利用者様及びご家族の意向を踏まえた計画の策定を行う。

(2) 介護サービスの実施

- 1、身体的自立向上のため、利用者様の残存能力を見極め、自立支援を促す。

各援助過程において介護職員が中心となりアセスメントによる課題分析を行い、施設生活がより充実できるようケアプランを策定する。また、関係部署と協議の上でサービス担当者会議を開催し、職員間での意思統一が必要なケースにおいて周知徹底を図る。

◎移動の自立向上

食事・排泄・入浴・レクリエーション活動・行事等への参加を通じて、日常生活における活動範囲の拡大を図る。

◎食事の自立向上

- i 可能な限り利用者様の意向を踏まえた食事の提供を図り、生活意欲の向上に努める。
- ii 自助具や食事用テーブル、配膳の工夫等により、残存能力を生かした自力摂取を促す。
- iii 摂食・嚥下障害のある利用者が安全な経口摂取ができるよう、食事介助の技術を標準化する。

◎排泄の自立向上

- i 関係部署と連携しオムツ使用の現状と実績を分析した上で、排泄記録表等により排泄パターンを把握し、快適な排泄スタイルの検討、オムツ着用者の減少へと導く。
- ii 排泄委員会において、排泄に関する研究を推し進めていくと共に、オムツの比較検討等を含むコスト管理を行っていく。

◎着脱の自立向上

- i 着脱については、必要な範囲のみ援助し、自立向上を図っていただく。
- ii 生活の場であることを踏まえ、寝巻きと普段着の区別を行い、援助の提供を行っていく。
- iii 衣類の購入には、利用者様・ご家族・担当職員の三者で連携をとり、着脱可能な衣類の工夫を行っていく。

◎整容動作の自立向上

洗面・髪を梳く・髭剃り・歯磨きなど身だしなみを整え、快適な生活を送っていただけるよう援助する。

- i 洗面 …… 一部・全面介助で実施する。
- ii 髪梳き …… モーニングケア時、入浴時に実施する。
- iii 髭剃り …… 入浴時及び必要毎。
- iv 口腔ケア …… 毎食後、歯磨き及び義歯洗浄、うがいを実施する。
- v 爪きり …… 随時。主に介護職員で実施する。
- vi 耳掃除 …… 随時。主に介護職員で実施する。

◎機能訓練の自立向上

- i 利用者様個々の身体状況にあわせて、機能訓練指導員により個別及び集団プログラムを作成し実施する。又、集団による体操等を取り入れ、皆が行えるプログラムも複合的に実施していく。
- ii 新規及び入退院時については、その都度十分な状態把握を行い、ケアプランを策定するとともに、個別及び集団プログラムの作成及び見直しも行うものとする。

2、精神的自立向上のため、利用者様にとってふれあいの場を設け充実した生活が送れるように援助する。

◎利用者様同士の生活状況の観察する

他利用者様との円滑な人間関係が構築されているか適時で観察する。

◎トラブルの早期解決

トラブルが生じた場合、各階または施設全体での検討を行い、速やかに問題解決ができるよう対応策を講じる。

◎居室内で問題が発生した場合は、居室替検討も含めて速やかに関係の是正に努める。

◎日常生活における機能訓練やレクリエーション、行事等への参加を通じて、できる限り離床場面を設け、交流の場を確保する。

◎行事については、利用者様のニーズを把握し充実した活動が展開できるよう努めるとともに、高品質・低コストを目指していく。

◎クラブ活動については、地域住民及びボランティアの方々との協力を深めながら利用者様の意向に沿えるよう努めていく。

3、社会的自立向上のため、ご家族及び近隣社会との交流を継続できるよう努めるとともに、職員が代替機能を果たせるよう努める。

①ご家族等との交流

- i 施設行事や誕生日会の開催について、ご家族へ周知し参加を呼びかける。
- ii 担当職員による誕生日レターの作成を行い、適宜利用者様の近況を報告する。

- iii コミュニケーションノートを活用し、利用者様及びご家族との円満な関係構築に努める。

②近隣社会との交流

- i 施設行事やイベントの開催について、近隣住民やボランティアへ周知し参加及び協力を呼びかける。
- ii 地域包括支援センター主催の介護予防教室等、インフォーマルな関係作りに努める。

4、地域社会との交流

- ①民生委員や介護予防教室、介護者交流会等のインフォーマル資源を発掘し、利用者様支援へとつなげる。

- ②施設の運営に対して、ご家族・ボランティア等の参加を要請し、地元の学校関係、他福祉施設等との相互交流の場もてるよう友好関係を促進していく。

5、利用者様の健康管理

- ①協力医療機関である医療法人社団三和会との連携を図り、医師による往診、容態急変時の速やかな対応、定期健康診断の実施、看護職員及び介護職員による健康管理などを円滑に行う。

②職員への情報提供

- i 感染症やインフルエンザ等への対応方法について、医師並びに協力医療機関との連携を密にし、多職種に対して積極的に情報提供を行っていく。また、職員研修を通じて予防対応等を周知徹底していく。
- ii 医師並びに協力医療機関のサポートを受けて、インフルエンザ予防接種を積極的に利用者様に説明の上、接種率アップを目指し、集団感染防止を図っていく。

6、利用者様の栄養管理及び豊かな食生活の充実

- ①利用者様の嗜好を把握する。

- i 嗜好・残菜状況等を把握し、献立に反映させることで摂食率向上を図る。
- ii 定期的に希望献立、日常の食事についての意見を聞き、選択献立等、利用者様の要望を取り入れるように心がける。

iii 嚥下機能評価等、食事摂取に必要な能力の評価を行い、献立・形状に反映していくよう心がける。

②行事食の充実

季節の行事、誕生会等の行事食や給食レクリエーションの充実を図り、食生活の多様性と変化を意識する。

③利用者様の栄養管理

利用者様一人ひとりの栄養状態を把握し、適切な食事の提供を出来るよう健康維持に努める

(3) 各検討委員会の設置

1、設置の目的及び組織構成

施設長を管理者として下記委員会を設置し、各々の課題に取り組んでいくこととする。

また、委員会開催にあたっては、対策担当者を設置し、速やかに施設への周知が出来るように行っていく。

- ①感染症予防対策委員会
- ②事故防止対策委員会
- ③身体拘束廃止対策委員会
- ④褥瘡予防対策委員会
- ⑤防火管理委員会

以下の委員会については職員から委員長を任命し、各々の課題に取り組んでいくこととする。

- ⑥入浴委員会
- ⑦排泄委員会
- ⑧レクリエーション委員会
- ⑨給食委員会
- ⑩衛生委員会
- ⑪入所判定委員会

2、活動内容

①感染症予防対策委員会

当施設内の感染症及び食中毒等の予防及びまん延の防止の為の対策を検討し、施設内へ速やかに展開する。

②事故防止対策委員会

当施設内の介護・医療事故を防止し、安全かつ適切に質の高い介護・医療を提供する体制を確立するために必要な事項を定めていく。

③身体拘束廃止検討委員会

当施設内における利用者様の尊厳を保持し、身体拘束廃止に向けた取り組みを検討する。

④褥瘡予防対策委員会

当施設の利用者様に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして褥瘡が発生しないような適切な介護と、その発生を防止するための体制を整備していくことを目的とする。

⑤防火管理対策委員会

当施設における防火及び災害管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防と人命の安全並びに被害の軽減を図る事を目的とする。

⑥入浴委員会

i 入浴についての問題を取り上げ、フロア担当が円滑に業務を進められるよう検討する。

ii 入浴の快適化と事故防止、必要物品についての検討をする。

⑦排泄委員会

i 排泄についての問題を取り上げ、ケース担当が円滑に業務を進められるよう検討する。

ii 紙おむつの種類等を検討し、コスト削減を図る。

iii 利用者様個別の排泄パターンを調査分析し、おむつ使用量の低減と効率化を図る。

⑧レクリエーション委員会

当施設内の行事を含むレクリエーション活動全般について企画・検討し、レクリエーション活動の充実を図る。

⑨給食委員会

i 行事食を含む給食全般について検討し、食生活の充実を図る。

ii 食事介助について、嚥下機能等の評価、介助方法の検討をする。

iii 嚥下機能の維持、口腔ケアのあり方について検討する。

⑩衛生委員会

産業医の定期巡回や健康指導、定期健康診断の実施など職員の健康維持及び職場環境の改善に努める。

⑪入所判定委員会

江戸川区の入所基準に基づき、入所待機者の公平な選定及び多職種連携による速やかな受け入れを検討する。又、平成27年度より、要介護1～2の申込については、江戸川区との協定のもと入所指針の説明した上で入所申込書の提出があった場合はすべて受付をする。特例入所の記入があった場合は、区に報告と申込書の写しを速やかに提出する。

(4) レクリエーション活動実施計画

- 1、利用者様のニーズに応じて、内容の充実を図りながら参加者の満足度向上を目指す。
- 2、入所者の重度化が著しい事から、離床及び精神状態の活性化を図ることを目的に、見学のみ参加も積極的に押し進めていく。
- 3、担当職員が中心となり、メニューの多様化及び見直しを行う。
- 4、下記の活動内容については、担当職員と「ボランティアの会」責任者が協議しながら実施していく。

◎ 活動内容

- ・ レク音楽
- ・ お琴
- ・ 民謡
- ・ 園芸ショー
- ・ バイオリン
- ・ 踊り
- ・ カラオケ
- ・ フラダンス・フォークダンス
- ・ ハワイアンダンス
- ・ 手芸
- ・ ペン習字
- ・ 生け花
- ・ 染物
- ・ お茶
- ・ 動物セラピー
- ・ お遊戯

- ・ ドライブ
- ・ 外食

(5) 個別機能訓練活動目標

- 1、利用者様の状態把握に努め、生きがいのある生活が送れるように機能訓練指導員が関連する多職種との連携を密にし、心身機能の維持・向上及び活動範囲の拡大が図れるよう支援していく。
- 2、ケアプラン策定に対して、利用者様の心身状況の評価をし、生活の活動範囲拡大を目指したアプローチを行う。
- 3、ケアプランに応じて、下記の目標が達成できるよう個別の機能訓練を実施する。
 - ・ 離床及び基礎体力の向上
 - ・ 残存機能の活用
 - ・ 活動性の向上
 - ・ 生活レベルの自立向上
 - ・ 廃用状態の改善
- 4、ケアプランに応じて、下記の目標が達成できるよう集団の機能訓練を実施する。
 - ・ 基礎となる身体的運動、ADLの自立向上を図る。
 - ・ 人間関係の拡大と充実及び精神面の安定と充実を図る。
 - ・ 複数の利用者様が参加できる心身機能低下防止の場を確保する。

(6) 週課表

	午 前	午 後
月	個別機能訓練 入 浴 レクリエーション活動	個別機能訓練 レクリエーション活動

火	個別機能訓練 入浴 レクリエーション活動	個別機能訓練 レクリエーション活動
水	個別機能訓練 入浴 レクリエーション活動	個別機能訓練 レクリエーション活動
木	個別機能訓練 入浴 レクリエーション活動	個別機能訓練 レクリエーション活動
金	個別機能訓練 入浴 レクリエーション活動	個別機能訓練 レクリエーション活動
土	個別機能訓練 入浴 レクリエーション活動	個別機能訓練 レクリエーション活動
日	レクリエーション活動	レクリエーション活動

* シーツ交換については、曜日毎に順次実施する。

* レクリエーション活動は、集団機能訓練を含む一体的なものとして実施する。

(7) 日課表

時 間	お 客 様	職 員
00 : 00		
04 : 00		
06 : 00	起床・洗面	
06 : 30	水分補給	
07 : 00	朝食 口腔ケア	早出者出勤
08 : 30	バイタルチェック	日勤者出勤・申し送り
09 : 00	入浴 機能訓練・水分補給	夜勤者退勤

10:30	レクリエーション活動	遅出者出勤
12:00	昼食 口腔ケア	
13:30	機能訓練	
14:00	レクリエーション活動	
15:00	おやつ・水分補給	
		早出者退勤
		夜勤者出勤・申し送り
17:30		日勤者退勤
18:00	夕食 口腔ケア	
19:00	眠前薬服薬	
19:30	就寝	遅出者退勤
21:00	消灯	

* トイレ誘導、オムツ交換など個別排泄介助は随時実施する。

3、介護サービス実施計画（短期入所生活介護）

（1）短期入所生活介護事業実施計画

1、契約

介護保険法による短期入所生活介護事業者として、下記の通り事業を実施する。

併設型16床（4人部屋 4室）・空床型4床

2、レクリエーションやアクティビティ等利用者様の個別ニーズに沿った介護サービスを提供し、稼働率110%以上を目標に事業を推進していく。

3、居宅介護支援事業所との連携を図り、地域ニーズ等を的確に発掘し、中重度者及び緊急性を要する利用者様の受け入れを重点的に行う

- 4、在宅利用者様の介護者へのレスパイト的役割を担えるよう、ご家族のニーズや意向を把握した介護サービスを目指す。
- 5、新規入所時の受け入れ体制及び契約締結にあたり、重要事項の説明に関する手順の見直しを進める。
- 6、入退所時、利用者様の情報収集及びアセスメントをより適切に行い、心身状況及び健康状態を把握し介護サービスの向上を目指す。また、感染症予防にも努めていく。
- 7、新規入所者のみならず、再利用及び心身状態に変化のある利用者様へのアセスメント充実を図り、個別でのカンファレンス及び事例検討を継続的に行う。

(2) 短期入所生活介護における受け入れの流れ

- 1、**申請** －（ご家族・居宅介護支援事業所等）
↓
- 2、**申込受付** －（生活相談員・担当職員）
 保険適用・サービス単位の確認
 支援事業者との連絡調整
↓
- 3、**居室調整** －（生活相談員）
↓
- 4、**事前準備** －（生活相談員・担当職員）
 重要事項説明書・契約書作成
 事前訪問によるアセスメント
 利用期間中の提供サービスの確認
 居宅介護サービス計画書の確認
↓
- 5、**利用最終確認** －（生活相談員）
↓
- 6、**車両調整** －（担当職員）
 車椅子・ストレッチャー使用確認
 送迎ルートの確認
 使用車両時間割
↓
- 7、**入所送迎** －（担当職員）
 健康チェック・荷物確認・契約書
 保険証確認・連絡事項確認
↓

8、短期入所生活介護サービス利用

介護サービス計画の遂行

↓

9、**車両調整** — (担当職員)

↓

使用車両時間割

10、**退所送迎** — (担当職員)

↓

荷物確認・ご家族への申し送り

11、**介護報酬請求** — (事務職員・生活相談員)

4、介護サービス実施計画（通所介護）

(1) 通所介護実施計画

1、契約

介護保険法による短期入所生活介護事業者として、下記の通り事業を実施する。

併設 通常規模型 定員 30名

- 平成27年度介護保険法改正のため、以前までの予防通所介護の対象の方について、江戸川区においては順次移行とする区の方針のもと通所型サービスAへの分類へと移行される。引き続き心身状況及び健康状態を把握し介護サービスの向上を目指す。
- レクリエーションやアクティビティ等利用者様の個別ニーズに沿った介護サービスを提供し、稼働率90%以上を目標に事業を推進していく。
- 居宅介護支援事業所との連携を図り、地域ニーズ等を的確に発掘し、サービス提供時間や送迎範囲等についても柔軟に対応していく。
- 新規入所時の受け入れ体制及び契約締結にあたり、重要事項の説明に関する手順の見直しを進める。
- 送迎時、利用者様の情報収集及びアセスメントをより適切に行い、心身状況及び健康状態を把握し介護サービスの向上を目指す。

- 7、居宅介護支援計画書と連動した通所介護サービス計画書を作成し、目標に沿った介護サービスの提供と見直し・評価を実施する。

(2) 活動計画

- 1、下記の活動内容については、担当職員と「ボランティアの会」責任者が協議しながら実施していく。

◎ 活動内容

- ・ レク音楽
- ・ お琴
- ・ 民謡
- ・ 園芸ショー
- ・ バイオリン
- ・ 踊り
- ・ カラオケ
- ・ フラダンス・フォークダンス
- ・ ハワイアンダンス
- ・ 手芸
- ・ ペン習字
- ・ 生け花
- ・ 染物
- ・ お茶
- ・ 動物セラピー
- ・ お遊戯
- ・ ドライブ
- ・ 外食

- 2、利用者様のニーズに応じて、内容の充実を図りながら参加者の満足度向上を目指す。

- 3、担当職員が中心となり、メニューの多様化及び見直しを行う。

- 4、季節毎の行事やボランティアとの交流を企画・実施し、可能な限り社会との関わりの場を確保する。

日 課 表

時 間	お 客 様	職 員
0 8 : 3 0	送迎開始	日勤者出勤・申し送り 送迎開始
0 9 : 0 0	サービス提供開始	
0 9 : 3 0	バイタルチェック 水分補給	
1 0 : 0 0	レクリエーション活動 機能訓練活動	送迎完了
1 1 : 3 0	食前の準備	申し送り
1 2 : 0 0	昼食・服薬	
1 2 : 3 0	口腔ケア	
1 3 : 0 0	水分補給・入浴準備	
1 3 : 3 0	入浴	
1 4 : 0 0	レクリエーション活動 水分補給	
1 5 : 0 0	おやつ・お茶	記録記入
1 5 : 3 0	帰宅準備	送迎準備
1 6 : 0 0	送迎開始	送迎開始
1 6 : 3 0		
1 7 : 0 0		翌日準備
1 7 : 3 0	サービス提供終了	送迎完了・申し送り 日勤者退勤

* トイレ誘導、おむつ交換など個別排泄介助は随時実施する。

5、年間行事計画

(1) 年間行事

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
お誕生日会	○		○		○		○		○		○		全館合同
花見	○												
七夕			○										
納涼祭				○									
長寿の集い						○							
クリスマス会									○				
冬至									○				
除夜の鐘									○				
節分										○			
ひな祭り												○	

* 実施日については、随時決定していくものとする。

(2) 給食部門行事予定

月	行 事 食	備考
4	お誕生日会献立・花見	
5	給食レク	
6	お誕生日会献立	
7	七夕御膳・給食レク	
8	お誕生日会献立	
9	長寿の集い献立	
10	お誕生日会献立	
11	給食レク	
12	クリスマスバイキング	
1	お正月献立・給食レク	
2	お誕生日会献立	
3	ひなまつり・給食レク	

6、ボランティア受け入れ実施計画

本年度も、「きくボランティアの会」を中心に地域住民のボランティア参加をより積極的に受け入れ、地域に根ざした福祉施設を目指す。また、「介護サポーター制度」との整合性を図りながら、インフォーマルな側面の整備にも力を入れる。

(1) 受け入れについての基本的な考え方

- ・施設からの社会参加型を目指す
- ・福祉教育、ボランティア体験の場の提供
- ・提供サービス及び利用者様の生活の質の向上

(2) 活動内容

1、日常生活に関わる活動

- ・間接的なふれあい活動（シーツ交換、洗濯物たたみ、清拭作り等）
- ・ふれあい活動（利用者様への傾聴活動、レクリエーション参加）
- ・外出活動（散歩、外食活動等の付き添い）

2、行事やプログラムへの参加

- ・各種行事への参加
- ・趣味活動、レクリエーションへの参加
- ・ふれあい喫茶への参加、お手伝い

3、活動の発展と持続性の確保に対する活動

- ・車椅子操作等、簡単な介助に関する助言・指導
- ・ボランティアならではの役割についての助言

4、他施設との連携

医療法人社団三和会との連携に努め、一体的な体制作りと共同活動を行っていく。

5、学生ボランティアの受け入れ

- ・ボランティア体験を通じて、施設や利用者様への理解を深めてもらうと共に、ボランティア育成を目指す。
- ・活動終了時、担当職員との反省会を行う。（活動記録の記入等）
- ・小中学生用の「ボランティアのしおり」を活用し、よりスムーズな

活動への援助を行っていく。

6、ボランティア受け入れ方法

◎事前面接

- ・希望内容の確認
- ・施設概要ならびに施設見学
- ・活動内容の紹介
- ・施設における禁止事項の説明

7、活動内容の検討、見直しについて

生活相談員を中心に職員間で必要に応じて、随時協議を行う。

8、行事等への参加計画の検討及び策定

行事担当者及びボランティア担当職員との協議にて行う。（依頼内容、受け入れ人数等）

9、終了した活動について、各担当職員、ボランティア担当との協議にて評価を実施する。

7、社会福祉現場実習受入計画

実習内容については、厚生労働省の「介護職員初任者研修事業実施要綱」及び日本社会事業学校連盟・全国社会福祉協議会の「実習指導マニュアル」に準じたカリキュラムで実習にあたるものとする。また、「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」「社会福祉士養成課程における教育内容の見直しについて」「介護福祉士養成課程における教育内容の見直しについて」等の改定があり、このことと近年の国民の福祉・介護ニーズはより多様化・高度化してきている状況にあり、これらのニーズに的確に対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことが喫緊の課題となっているところでの社会福祉施設現場からの協力と育成について当施設実施の業務範囲としながらも積極的な実習生の受け入れと要請への対応を行っていきます。

8、職員研修計画

(1) 新人職員の研修については、以下のスケジュールに基づいて実施していくものとする。

スケジュール

	内容
1日目	・入社式 ・法人合同研修 「社会人の常識・人生設計等について」 「地域包括支援センターの役割と具体的事例について」
2日目	・法人合同研修 「老人施設の介護について」 「接遇マナー」、「コンプライアンスについて」 「施設の防火管理と防火設備について」
3日目	・法人合同研修 「介護保険の現状と今後」、「ケアの質の向上について」 「安全管理と感染管理について」 「施設の食事と栄養の管理について」 「介護施設における看護師の役割について」 「認知症の利用者とのかかわりとリハビリ」
4日目	・施設内新人研修 「施設職員としての求められる事」 「介護保険施設の概要と社会的役割」 「介護技術」①（移動、排泄など）
5日目	・施設内新人研修 「介護技術」②（入浴、食事、口腔ケアなど） 「医療の基本的な知識」 「記録について」

(2) 現任職員については、以下のねらいに沿って行っていく。

1、ねらい

今後の介護保険制度に順応した円滑な法人運営を目指し、職員のスキルアップ及びケアの標準化を図っていくものとする。施設内における専門職による技術・知識の伝達、委員会組織を中心とした標準的ケアの確認、外部研修の受講及び資格取得支援を含めたキャリアパス体

系の構築など、より具体的な取り組みを行う。

2、施設内研修

	内容
4月	・ 新人研修
5月	・ 排泄ケアに関する研修
6月	・ 機能訓練に関する研修
7月	・ 介護と医療の連携に関する研修
8月	・ 施設ケアプランに関する研修
9月	・ リスクマネジメント研修
10月	・ 在宅ケアプランに関する研修
11月	・ 感染症予防に関する研修
12月	・ 外部研修報告会①
1月	・ 身体拘束に関する研修
2月	・ 口腔ケア研修
3月	・ 外部研修報告会②

3、施設外研修

①東京都社会福祉協議会

- ・ 介護職員研修会
- ・ 看護職員研修会
- ・ 機能訓練指導員研修会
- ・ 生活相談員研修会
- ・ 事務職員研修会
- ・ 栄養士研修会
- ・ 介護支援専門員研修会
- ・ その他、地区ブロック会が開催する研修会
- ・ 新人職員研修
- ・ 中堅職員研修
- ・ 地域包括支援センター相談員研修会

②公益社団法人全国老人福祉施設協議会が主催する研修会

③東京都福祉保健局

- ・ 介護報酬請求及び給付管理に関する研修会
- ・ 介護保険事業者を対象とする研修会
- ・ 食中毒及び感染症対策に関する研修会

④江戸川区介護保険課

- ・口腔ケアに関する研修会
- ・権利擁護と虐待防止に関する研修会
- ・事故防止及び苦情対応に関する研修会

⑤その他、施設長及び研修担当者が必要と認めるもの

4、資格取得に向けた支援

- ・介護技術講習会への申込及び受講支援
- ・介護支援専門員実務研修受講資格試験等に関する情報提供
- ・その他、国家資格取得に向けた試験対策の取り組み

9、事業計画（熟年相談室）

(1) 事業の目的

熟年相談室きく（「熟年相談室きく篠崎」を含む）は、地域住民の心身の健康維持及び社会生活の安定において必要な援助を行うことにより、その保健医療向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置し、「江戸川区地域包括支援センター事業委託仕様書」（法第115条の39第1項）及び「指定介護予防支援事業の業務委託仕様書」に基づき、事業を実施するものとする。

(2) 営業日及び営業時間

◎営業日：月曜日から土曜日

なお、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日まで、並びにその他区長が特に必要と認めた日は除くものとするが、特別養護老人ホームきくとの連携の下、常に利用者様の立場に立ち、相談援助業務を実施していくものとする。

◎営業時間：午前9時から午後6時まで

ただし、特別養護老人ホームきくとの連携の下に、24時間対応の体制をとり、緊急の相談に対応するものとする。

(3) 運営の事業実施地域

江戸川区地域包括支援センター事業委託仕様書に基づき、営業地域は下記の通りとする。

◎熟年相談室きく分室

東松本1丁目～2丁目、鹿骨町全域、鹿骨1丁目～6丁目、西篠崎1丁目～2丁目、新堀1丁目～2丁目、春江町1丁目、谷河内1丁目

◎熟年相談室きく篠崎

北篠崎1丁目～2丁目、上篠崎1丁目～4丁目、篠崎町1丁目～2丁目、篠崎町7丁目～8丁目

(4) 運営方針

基本的な機能を的確に果たすため、法人の設立母体のある医療機関と密接な連携を図り、地域住民の住み慣れた在宅生活を支え、認知症への理解を広め、認知症高齢者も包み込める地域社会になるように安心して住める地域にできるよう努めていくものとする。また、運営にあたり、「公益性」、「地域性」、「協働性」の視点に立脚し、地域特性を活かしながら地域浸透を図り、地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員など地域福祉を支える様々な関係者と密接な連携を創り、地域福祉の要としての機能を果たしていけるよう努めていく。

1、共通的支援基盤

地域に総合的重層的なサービスネットワークを構築していく。

2、総合相談支援・権利擁護

高齢者の方の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態把握をし、必要なサービスに繋ぎ、虐待防止など高齢者の方の権利擁護に努めていく。

3、包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者の方々に対し、包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援していく。

4、介護予防マネジメント

介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行っていく。

(5) 事業計画

1、介護予防事業

◎介護予防・日常生活支援総合事業

生活の困りごと等の相談に来所された方が要介護状態を招かないよう面接を行い、状況を把握した上で必要に応じて訪問し、実態把握を行う。

地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業の利用が生じた時は、連絡調整を図りながら、多様なサービスを利用しながら自立支援を促す。

2、地域支援事業・任意事業

①介護予防ケアマネジメント事業

介護予防ケアマネジメント業務は、地域のご高齢者の方々が住みなれた地域で安心して生活を継続することが出来るようにするため、ご本人ができることは出来る限りご自身で行うことを基本とし、ご本人の出来ることを共に発見し、参加意欲を高めることを目指す。

・介護予防プランの作成

介護予防・生活支援サービスの対象者を含む介護予防プランを充実し、モニタリング、評価と一連の流れに沿いながら自立支援を目指す。

・サービス事業者情報交換会

定期的な情報交換会を開催し、地域の中で顔の見える関係作りを行い、地域のネットワーク作りを目指す。

・介護予防教室

開催回数は年6回、内容は基本チェックリスト（運動器・栄養・口腔・閉じこもり・物忘れ・うつ）選定項目に沿って実施する。

開催地域は鹿骨・篠崎地区とした、圏域近辺で、地域との連携を意識して開催場所の近隣町会には事前に告知、回覧板やポスターなどの周知活動も行う。

②総合相談事業

総合相談窓口を設置することにより、相談事業の充実と地域住民の利便性を拡充し、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を維持していくため、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス及び関係機関・制度につなげる等の支援を行う。

生活圏域の総合相談窓口として、地域の高齢者が気軽に相談に来られるよう、熟年相談室の利用案内を積極的に周知する。

・相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援していくために、どのような支援が必要か把握し、地域における適切なサービス関係機関及び制度の利用に繋げ、必要により実態把握訪問を行う。

・目配り訪問

民生委員との情報交換を積極的に行い、必要に応じて同行訪問を実施し、定期的な訪問等を行って関係機関に繋げ、介護保険制度の説明や社会資源の活用紹介を行う。

・民生委員懇談会

鹿骨地区民生委員とのより一層の関係強化を図る為、懇談会を開催し地域会議へと発展させる。

③ 権利擁護事業

高齢者の虐待の発見及び通報時、早急に対応する。地域において高齢者虐待防止のためのネットワーク構築が必要であり、安心生活サポート事業の活用、成年後見制度の促進、困難事例への対応消費者被害の防止に関する諸制度を活用し高齢者の生活維持を図る。

・権利擁護対応

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活が営まれる事を大前提に、高齢者虐待防止のためのネットワーク構築が必要であり、江戸川区をはじめ関係機関、地域住民が理解し、被害防止の為に広報活動や町会活動を通じ周知を行う。

・虐待対応

高齢者虐待防止法を踏まえて江戸川区との連携を図り、緊急対応が必要な場合は、措置入院又は施設入所を江戸川区全体で対応できるよう働きかけ、虐待を受けている高齢者の身の安全を確保し、その家族との信頼関係を築きながら、その状況に応じた関係機関との連携を密にする。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が地域で安心して安全に生活できるように、主治医と介護

支援専門員との連携を図り、一人ひとりの高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現し、地域における介護支援専門員のネットワーク化を目指し、介護支援専門員に対し、日常的個別指導・相談員及び支援困難事例等への指導・助言を行う。

・ケアマネージャー支援対応

各事業所の介護支援専門員に対し、ケアマネジメントの強化に向けて支援体制の構築を目指し、個別相談・同行訪問等を実施し協働して関係機関への働きかけをし、介護支援専門員を孤立させることのないよう関係作りを行う。

・処遇困難事例検討会

介護支援専門員が抱える困難事例に関し、関係機関と連携して協議し、必要に応じて訪問を行い問題点の解決を図る。

・地域事業者とのネットワーク作り

地域事業者間における相互協力関係を構成し、「ケアマネ協会」「訪問介護連絡会」「地域連携会議」等と連携しながら事業者との交流会を開催する。

⑤任意事業

・介護者交流会

家族介護者同士の繋がりに視点をおき、介護に関する幅広い知識を学び交流する場として、当法人の特色を活かし医療機関との連携による医療知識、介護保険制度等も含めた内容で、年間12回開催する。

3、介護予防給付

◎介護予防ケアプランの作成

介護予防プランの視点は、利用者様の自立を支援することであり、予防給付に基づくサービスや地域支援事業に基づくサービス等との継続性・整合性を確保することであり、介護予防プラン作成については、自立に向けてインフォーマルサービスやフォーマルサービスに繋げ、生活が安心して継続できるよう目指す。

・熟年相談室作成

介護予防プランのスキルアップをセンター内や契約居宅介護支援センターで行う。

・居宅介護支援事業所委託

介護予防プランの視点を伝え、書式の流れの再確認を行い評価時期や評価後の再介護予防プラン作成に繋げ、サービス担当者会議に積極参加する。

10、事業計画（配食サービス）

（1）事業の目的

近年の急速な高齢化に伴い、単身世帯及び熟年者世帯が増加傾向にある。特に高齢者世帯への食事提供及び訪問時の安否確認は、在宅生活の維持していく上で必要不可欠である。

このため、当法人では江戸川区の協定を基に運営を行い、地域福祉の一躍を担っていくものとする。

（2）事業内容

- ◎お弁当の配達と回収
- ◎配食サービス利用者様の安否確認

（3）営業日

月曜日から土曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日については、通常通りに行うものとするが、年始（1月1日から1月3日）については休業する。

（4）実施形態

昼食・夕食を合わせ、1日あたり60食を目安とする。

（5）費用

1回の利用につき、お客様負担額は600円。

（6）通常の事業実施地域

原則として鹿骨管轄区域内とする。

（7）運営体制

- ◎調理：施設の管理栄養士及び調理委託会社調理員
- ◎配送：施設職員

1 1、介護予防・生活支援サービス事業 事業計画（熟年ふれあいセンター）

（1）事業の目的

介護保険法で定める地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービスC）の一環として、65歳以上で要介護認定を受けておらず、家の中に閉じこもりがちな方を対象として、介護予防サービスを提供する事により社会的交流の促進及び心身機能の維持向上を図るものとする。

（2）事業内容

- 1、趣味及び生きがい活動等での閉じこもり予防対策の実施
- 2、健康の維持及び増進についての指導及び相談に関する事
- 3、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上の介護予防事業実施
- 4、食事サービス・送迎サービスに関する事
- 5、将来の需要に備え、カリキュラムの充実を図る

（3）事業の実施及び評価

趣味、生きがい活動、レクリエーション等の閉じこもり予防事業と運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等の介護予防事業を一体として体系的に実施する。

熟年相談室（地域包括支援センター）が実施する介護予防ケアマネジメントに基づいてサービスを実施し、利用時の記録を作成する。また、利用者が利用を開始してから3～6ヶ月ごとに、熟年相談室（地域包括支援センター）との連携の上、利用者の生活機能の変化等について評価を行い、事業利用後の利用者の身体機能にあった支援につなげるものとする。

（4）衛生管理

利用者様の健康を損なうことが無いよう、身体や身なり等については清潔を保つこととし、業務中に自身の健康状態が悪化していることが無いように、健康状態の管理を十分に行うものとする。

（5）相談・苦情対応

利用者様からの相談、苦情に対する窓口を設置し、利用者様の要望、苦情等に対し、迅速に対応し区へ報告する。

苦情の内容等については記録し、その完結の日から2年間保存する。

(6) 営業日

毎週木曜日・金曜日・土曜日・日曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律による休日及び年末年始（12月28日から1月3日）に該当した場合は休業とする。

(4) 実施形態

1日定員 22名

(5) 費用

1回の利用につき、お客様負担額は600円。必要に応じて、その他教材費を徴収する。

(6) 通常の事業実施地域

原則として鹿骨管轄区域内とする。

(7) 運営体制

「江戸川区熟年ふれあいセンター条例」に基づき実施していくものとする。

12、介護予防・生活支援サービス事業 事業計画

(熟年いきいきトレーニング事業)

(1) 事業の目的

介護保険法で定める地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスC）の一環として、介護予防・生活支援サービスより、運動器の機能向上が必要な事業対象者に対して、自立した生活機能を維持しながら要介護状態への移行を防ぐものとする。

(2) 事業内容

- ・ 専門スタッフによる個別機能トレーニング計画の作成
- ・ 運動機能低下の予防、向上を図るためストレッチ・有酸素運動・簡易的な器具を用いた運動等の実施
- ・ 健康の維持及び増進についての指導及び相談に関する事
- ・ 生活の中で取り組める運動についての助言、指導
- ・ 送迎サービスに関する事

(3) 事業実施及び事業評価

熟年相談室（地域包括支援センター）が作成した介護予防ケアマネジメントに基づいてサービスを実施し、「事前・事後アセスメント票及び個別トレーニング計画表」を作成し、利用者の運動器の機能向上に資する事業を実施する。なお、3ヶ月～6ヶ月後に生活機能の変化の評価を行い、事業後の利用者の身体機能にあった支援につなげるものとする。

(4) 衛生管理

利用者様の健康を損なうことが無いよう、身体や身なり等について清潔を保つこととし、業務中に自身の健康状態が悪化していることが無いように、健康状態の管理を十分に行うものとする。

(5) 相談・苦情対応

利用者様からの相談、苦情に対する窓口を設置し、利用者様の要望、苦情等に対し、迅速に対応し区へ報告する。

苦情の内容等については記録し、その完結の日から2年間保存する。

(6) 営業日

毎週月曜日～金曜日とし、それぞれ定員5名上限の3部構成で営業する。ただし、国民の祝日に関する法律による休日及び年末年始（12月

29日から1月4日)に該当した場合は休業とする。

(7) 実施形態

利用者様1人あたり、週2回を原則とする。

(8) 費用

1回の利用につき、お客様負担額は200円。

(9) 通常の事業実施地域

原則として鹿骨管轄区域内とする。

(10) 運営体制

「江戸川区熟年いきいきトレーニング事業実施要項」に基づき実施していくものとする